

公 示 送 達 書

佐世保市公告 第265号

令和 8年 8月 3日

佐世保市長 宮島 大典

下記の書類は送達を受けるべき者の住所、居所、事務所及び事業所等が不明であり、送達することができないので、地方税法第20条の2の規定により公示送達します。

この書類は佐世保市長が保管していますので、いつでも送達を受けるべき者の申出に応じ交付します。

記

送達する書類の名称	書類の送達を受けるべき者 (氏名又は名称)
令和7年度5月分市民税・県民税・森林環境税 (特別徴収) 督促状	株式会社 メンテル

(注意)
地方税法第20条の2の規定により、この掲示をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。